



**みらい経営グループ**  
 あなたの繁栄が私たちの喜びです！

# 税理士法人みらい経営レポート

〒456-0051 名古屋市熱田区四番二丁目14番34号

今月の視点

567号

## 消費税「インボイス制度」Q&A！ ～スタート前の事前準備が大切です～

令和5年10月1日から消費税の仕入税額控除方式として「インボイス制度」がスタートします。インボイスと現行の「区分記載請求書」との違いから経理事務への影響、そして事前の対応までをQ&Aで説明します。そして、我が社の「値決め」について再検討をする良い機会、経営を別の視点で見直すチャンスとできればと思います。

(1) いわゆる「インボイス制度」とはどのような制度？

「インボイス制度」とは「適格請求書等保存方式」という消費税の仕入税額控除を行う方式であり、令和5年10月から採用されます。

現行の消費税と仕入税額控除では、請求書は消費税の課税事業者、免税事業者を問わず誰でも発行が可能であり、所定の帳簿と区分記載請求書等の入手と保存で仕入税額控除が可能です。

しかし、「インボイス制度」が始まれば、消費税の課税事業者である所定の事業者、すなわち適格請求書等保存方式として登録を受けた事業者が発行できる「適格請求書」または「適格簡易請求書」（「インボイス」）のみが仕入税額控除を受けられる請求書等であり、それ以外の請求書では仕入税額控除はできません。

(2) 仕入税額控除とは？

「インボイス制度」を知るためには、消費税の「負担」と「国庫への納税」のシステムを知ることが大切です。

図1 仕入税額控除による税が累積しない仕組み

原料製造→	メーカー→	卸売→	小売→	消費者
売上 2,000	売上 5,000	売上 7,000	売上 12,000	売り値 13,200
売上の税①200	売上の税②500	売上の税③700	売上の税④1,200	買い値 12,000
	仕入 2,000	仕入 5,000	仕入 7,000	税 1,200
	仕入の①200	仕入の税②500	仕入の税③700	

納税①200	納税②-①	納税③-②	納税④-③	納税 ABCD
A	B 300	C 200	D 500	1,200

消費税は消費者が負担する税で、事業者が負担しません。でも、消費する度に、納税するというのは現実的に不可能です。そのため、事業者が消費税を預かり、年度ごとに納税する仕組みです。これは、消費税の負担と国庫への納税の仕組みは、前段階税額控除方式とされています。

納税の計算式は 売上の消費税 - 仕入の消費税 = 国庫への納付消費税 です。

### (3) 仕入税額控除と「インボイス制度」の関係は？

この2つの関係は適格請求書発行事業者として登録を受けた課税事業者のみが発行できる「インボイス」を相手が交付を受けて、それを保存し仕入税額控除を行うというもので、それ以外の請求書等の交付を受けても仕入税額控除はできません。

令和5年10月からは、買い手となる事業者が消費税の取引において、相手方の事業者からインボイスの交付を受け、保存することが極めて重要です。交付側では保存が求められます。

### (4) なぜいま「インボイス制度」の導入が必要なのか？

導入の背景は2つの要因です。「軽減税率制度の導入」です。請求書には「適用税率と税額の表示」が必要です。単一税率から複数税率に移行し、複雑化していくなか、不正やミスを防止するために必要です。

2つ目として「益税問題の解決」です。益税とは、消費者の負担した消費税の一部が国庫に納税されずに一部の事業者の手元に残ることです。

小規模事業者の免税特例があります。売上で預かった消費税と仕入で払った消費税との差額が手元に残るといふ、消費税の益税が生じます。

この益税は、税の公平な負担から好ましくありません。インボイスを発行し、相手方にそれを交付できる事業者を課税事業者に限ったうえで登録制にする「インボイス制度」は、このような益税の解消となる有効な方法と思います。

### (5) 適格請求書発行事業者とは、どのような事業者？

消費税の課税事業者のうち、税務署に申請してインボイスを発行できる事業者として、国の登録を受けた事業者です。取引の売り手側としてインボイスを発行し、相手の求めにより交付できます。

そして、このインボイスの入手と保存をもって、取引の買い手側は仕入税額控除ができます。これは、買い手にとって自らの仕入税額控除の可否がかかっているため適格請求書等保存方式で売り手との取引対価を決める、売り手がインボイスとしての登録を受けているかが重要なことです。

### (6) 適格請求書発行事業者の登録を受けずにインボイスを発行できるか？

税務署に申請して登録を受けた課税事業者だけがインボイスを発行できます。免税事業者はもちろん課税事業者でも登録されていないとインボイスを相手に交付出来ません。課税事業者でも自動的に登録されるわけではありません。

また、免税事業者でも自ら課税事業者を選択すれば、適格請求書発行事業者の登録申請が可能です。違反した場合は、罰則規定があります。

### (7) 「インボイス制度」の開始にあたり、免税事業者が検討することは？

課税事業者にとって免税事業者との取引は、自社の消費税負担が増える恐れがあることから免税事業者が取引から排除される可能性があります。そこで課税事業者の選択をするかどうかの判断が必要です。

先の図1の「卸売」が免税事業者とすると、「小売」は消費税700円納税しているがインボイスの交付がないので、700円の仕入税額控除は出来ません。「小売」の対応は、「卸売」に対してインボイスの交付ができるよう要望する。取引対価の減額を持ち掛ける。この「卸先」との取引を打ち切り他の「卸売」との取引を始めるなどの対応が考えられます。

(8) 適格請求書発行事業者の登録が不要なケースがあるとすれば、どのようなケース？

「インボイス制度」の開始にあたって「現実的な対応」として相当数の免税事業者が適格請求書発行事業者の登録申請を行うと見られています。相手方からインボイスが求められないなら課税事業者でも適格請求書発行事業者の登録を受けない、免税事業者が課税事業者とならず登録を受けない、といった選択は十分にあります。

(9) 免税事業者が適格請求書発行事業者の登録を受けるとした場合の影響は？

免税事業者が顧客の求めに応じてインボイスを交付するには、適格請求書発行事業者の登録を受け、消費税の課税事業者として申告納税が必要となります。

(10) 免税事業者が免税であり続ける場合の影響は？

引き続き免税事業者のままであれば、顧客から取引対価の減額調整をして欲しい、などの要請が想定されます。この求めに応じれば「取引から排除」されるとの懸念は現実的でないかもしれませんが。

ただ、売上減やキャッシュフロー上の影響はあります。拒んだ場合、取引の打ち切りの通告も想定されます。

(11) 自社の課税事業者への登録の流れはどうなりますか？

・令和5年3月末までに登録します。認可されると税務署よりの通知され、Tと13桁の数字が付与されます。

・申請フォームはe-Taxでも可能です。2週間で通知がきます。書面では1ヶ月です。

・登録の通知とともに国税庁の公表サイトに掲示されます。

- ① 課税事業者の氏名又は名称
- ② 登録番号、登録年月日
- ③ 所在地

(12) 登録申請以外に「インボイス制度」導入までに準備は？

- ① 登録番号を取引先に告知
- ② 取引先など適格請求書発行事業者であるかの確認
- ③ 免税事業者の取引先等と取引対価の改定交渉の検討
- ④ 請求書等の記載事項の検討
- ⑤ インボイスの交付を受けた場合の保存の方法
- ⑥ インボイスの控えの保存法
- ⑦ 新たな会計処理
- ⑧ 電子インボイスの情報収集など

(13) 仕入先等が適格請求書発行事業者の登録を受けているかの確認は？

買い手側として、国税庁の「法人番号検索サイト」から法人番号を検索した上で、それに頭にTを付して同庁の「公式サイト」で検索します。

または、相手方の登録の有無の「照会状」(ひな形を作りました。私共の事務所に請求してください。)を渡して確認します。

(14) 「適格請求書」に必ず明記する事項は？

- ① 適格請求書発行事業者の氏名または名称と登録番号 ② 取引日 ③ 取引内容  
④ 税率ごとの対価と適用税率 ⑤ 税率ごとの消費税 ⑥ 交付を受ける事業者の氏名または名称  
なお、適格請求書発行事業者が課税事業者に返品や値引きなど対価の返還を行う場合は「適格返還請求書」の交付が必要です。

(15) 適格請求書発行事業者は必ずインボイスを交付しなければならない？

交付義務が免除される取引

- ① 公共のバス、鉄道など  
② 出荷者が適格請求書等保存方式卸売市場で譲渡  
③ 生産者が農協などで委託して行う譲渡  
④ 自販機の販売  
⑤ 郵便切手など

(16) インボイスを受けない課税仕入による仕入税額控除の経過措置とは？(特別措置)

現行		課税仕入の税額×100%を控除可
R5.10.1～R8.9.30		課税仕入の税額×80%を控除可
R8.10.1～R11.9.30		課税仕入の税額×50%を控除可
R11.10.1～		原則100%控除不可

(17) 「インボイス制度」の保存は？

帳簿の保存に加えてインボイスの保存が仕入税額控除の要件です。適格請求書や売手側の写しは受領日または交付日の属する課税期間の末日の翌日から2ヶ月後を経過して7年間の保存が必要です。買手側は一定の同じ期間、上記の帳簿等を本社所在地に保存してください。

(18) インボイスは経営力の発揮ですか？

- ① 消費税の比較をすることで現状把握をして、我が社の強みは何かを考える  
② 値引きか値段交渉か品質UPを目指すか  
③ 課税事業者へ切替え、そして簡易課税と比較(卸売90%、小売80%、製造70%、その他60%、サービス50%、不動産40%)して検討する

(19) 法律の規制は？取引先から10%値引きと言われるとどうなる？

買手側は、独占禁止法の「優越的地位の濫用」や下請法の「下請代金の減額や買いたたき」など法律違反に該当する可能性があり、注意が必要です。

逆の立場で、モノなどの価格は、インボイスに限らず、経済環境やモノの価値、制度の変化などに応じて決まるものです。免税事業者であるだけで値引きに応じなければならないわけではありません。

(20) 消費税に係わる準備は早めに行おう！

経理以外にも購買部門(番号、免税業者の把握)、営業部門(番号の通知)、総務部門(契約書類と登録

番号)、システム担当者(適格請求書発行事業者の登録状況の商会と自動会計仕訳、電子インボイスの普及を見込んだ社内システム)、会社役員(取引当事者間の適格請求書の確実な保存、これらに対応は紙ベースでの証憑のやりとりと保存では限界を迎える。従って事業者の負担軽減と社会全体の効率化促進のもと、「電子インボイス推進協議会(EIPA)」という民間組織と標準化された電子インボイス(PePPol ペポル)の構築・普及が始まっています。

(結論)

①売手としての事前準備のまとめ(再言)

- ・取引ごとにどのような書類の交付かを確認
- ・交付書類等につきどのように見直せば適格請求書となるか
- ・登録番号として何を適格請求書とするか、交付方法等を売上先に伝え情報共有
- ・適格請求書の写しの保存法や売上税額の計算方法の確認
- ・必要に応じ価格の見直し

②買手としての事前準備のまとめ(再言)

- ・簡易課税の適用確認
- ・仕入れ、経費について適格請求書の必要性
- ・継続取引につき、請求書等記載事項を満たしているか、など仕入先と相談
- ・受取り請求書等の保存・管理法
- ・帳簿への記載や仕入税額の計算方法の確認

以上

ご不明な点は何なりと当事務所へお問い合わせください。

みらい経営グループ代表 石川 光男

## 9月の税務と労務

- |                        |           |
|------------------------|-----------|
| ・ 7月の決算法人の確定申告、消費税など納税 | 期限(9月30日) |
| ・ 1月の決算法人の中間申告、納税      | 期限(9月30日) |
| ・ 1月の決算法人の消費税の中間申告     | 期限(9月30日) |
| ・ 8月分源泉所得税納付           | 期限(9月12日) |
| ・ 個人事業者の消費税の中間申告       | 期限(9月30日) |

税理士法人みらい経営(発行元)

税理士・中小企業診断士 社会保険労務士・行政書士

石川 光 男

〒456-0051 名古屋市熱田区四番二丁目14番34号

TEL 052(651)6000 FAX 052(652)0066

MAIL [ishikawa@ishikawakk.or.jp](mailto:ishikawa@ishikawakk.or.jp) HP <https://www.mirai-kg.com/>